

美馬市防災士養成助成金



美馬市では、地域防災の担い手を養成し、地域防災力の向上を推進するため、防災士の資格を取得した方に対し、その費用の一部を助成します。

1 防災士とは

特定非営利活動法人日本防災士機構による防災士の認証登録を受けた方です。

2 助成の対象となる方（次の条件を全て満たす方）

- (1) 美馬市に住所を有する方
- (2) 防災士の資格を取得した方
- (3) 防災リーダーとして市内の自主防災組織等で活動する意思のある方
- (4) 防災士の資格を有する旨の情報を市長から消防本部、消防署、消防団、自治会、自主防災組織等に提供することについて同意する方
- (5) 防災士の資格取得に関し、他の助成制度による支援を受けていない方

3 助成の対象となる経費（上限 12,000 円、1 人 1 回限り）

- (1) 機構が発行する防災士教本の代金
- (2) 機構が行う防災士資格取得試験の受験料
- (3) 防災士認証登録料

4 手続の方法

機構から防災士証が届いた後、次の書類を危機管理課へ提出してください。

※手続は、防災士に認証された年度の 3 月末までに行ってください。

- 助成金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- 防災士証（認証日が記載されている面）の写し
- 経費の支払を証明する書類の写し
- 振込口座の通帳等の写し（申請者本人名義のもの）

5 交付決定・振込

内容を審査し、適当と認められた場合は、交付決定通知書兼交付額の確定通知書をお送りし、指定された口座へ助成金を振り込みます。

なお、審査の結果、交付しないと決定された場合は、不交付決定通知書でお知らせします。

6 提出・問合せ先

美馬市企画総務部危機管理課
美馬市穴吹町穴吹字九反地 5
電話 0883-52-1677
FAX 0883-52-5758
E-mail kikikanri@mima.i-tokushima.jp

